令和7年産JAしまね斐川地区本部飼料用米取扱要領

第1条(目的)

主食用米との区分の明確化を図った上で、不作付地の解消および生産数量目安の達成を円滑にすすめるためにこの要領を定める。

第2条(作付)

地域主体型生産調整推進事業に参画し、この要領を遵守し作付を希望する生産者による「手あげ方式」とする。

第3条(管理方式)

飼料用米の取扱いは区分管理方式によるものとする。

第4条(栽培品種)

栽培品種は原則「みほひかり」とする。

第5条(栽培方法)

- 1. 飼料用米の栽培については、別に定める栽培指針を遵守した栽培とする。
- 2. 栽培および収穫にあたっては、主食用米との区分を徹底するものとする。

第6条(出荷および乾燥調製)

- 1. 飼料用米生産者は、飼料用米作付圃場で収穫した全量を出荷する。
- 2. 乾燥調製にあたってはJA指定の共同乾燥調製施設を利用するものとし、別に取りまとめる共同乾燥調製施設利用申込書により申込を行う。

第7条(販売)

飼料用米の販売については、島根県飼料米推進協議会を通じた玄米又は籾米販売とする。

第8条(契約面積)

飼料用米契約面積は、別に取りまとめる出荷契約書をもって契約面積とする。

第9条(持分確定)

共同乾燥調製施設における生産者別の持分重量は、搬入重量・搬入水分・夾雑歩合によって決定する。なお、調製方法については共同乾燥調製施設と別途協議を行う。

第10条(乾燥調製料金等)

- 1. 共同乾燥調製施設の利用料は、飼料用米荷受重量あたりとし別に定めるほか、包装代などの流通経費は別途利用者より収受する。
- 2. その他、搬入等にあたっては共同乾燥施設利用要項によるものとする。

第11条(その他)

- 1. 飼料用米に係わるJAでの所管は営農部営農第一課とし、斐川町地域農業再生協議会と密接な連携のもと取扱いを行う。
- 2. この要領に定めない事項についてはJAしまね斐川地区本部長が決定する。